

国外向け Web メディア招請・関係構築及びプロモーション業務委託仕様書

1 委託事業名

国外向け Web メディア招請・関係構築及びプロモーション業務委託

2 事業目的

世界的にインバウンドが増加する状況において、福岡市では、九州・西日本の各自治体等と連携し、誘客プロモーションや周遊の促進を行っているところである。

そのような中、より効果的に福岡市への誘客を図っていくため、Web メディアを招請し、ファムトリップ等を通じて、福岡市の観光の魅力を伝える記事を発信するとともに、継続的な情報発信を促進するための関係構築を図る。また、福岡市のインバウンド向け観光グローバルサイト (<https://gofukuoka.jp/>) (以下、「グローバルサイト」という。) において発信する記事を制作し、福岡市の観光の魅力に対する認知拡大及び周遊の促進を図るもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 企画・設計

欧米豪をメインターゲットとし、以下 (2) ～ (7) に示すメディア招請、記事制作及び関係構築等について、履行期間終了までの企画内容及びスケジュール、実行体制等を示すこと。

(2) Web メディア招請、ファムトリップ

①国内訪日 Web メディア向けファムトリップ

ア 欧米豪のモダンラグジュアリー層を中心とした訪日旅行関心層に影響力のある国内の旅行系 Web メディアを選定、招請し、ファムトリップを実施すること。

※選定する Web メディア及びその理由を提案すること。

※招請する Web メディアは、契約後に市と協議の上決定するものとする。

イ 招請する Web メディアは 3 社以上とする。

(国内在住の Web メディアのエディター及びライターなど)

ウ 行程・視察箇所については少なくとも下記 (ア) (イ) を含む提案とするが、2 泊 3 日程度とし、大阪・関西万博を契機とする大阪以西への誘客・周遊を目的とした行程とすること。

なお、(ア) (イ) については同一行程とせず、別日程による提案も可能とするが、招請メディアは原則同一とすること。また、別日程とする場合、(イ) を含む行程を 2 泊 3 日程度とすること。

※行程については、市と協議の上決定するものとする。

(ア) 大阪・関西万博 西のゴールデンルートアライアンス 出展ブース

※大阪・関西万博における出展(概要)

出展時期:令和7年8月 27 日～8月 31 日 AM

出展概要:EXPO メッセ会場 2,000 m²のうち約 400 m²を使用し、
西のゴールデンルートをPR する予定

(イ) 福岡市及び西のゴールデンルートアライアンス幹事自治体である 18 自治体（福岡市を除く）のうちのいずれか1自治体

※大阪を起点とする欧米豪旅行客の周遊動向を踏まえて最適な自治体を提案すること

【参考】西のゴールデンルート実行委員会に参画している自治体

神戸市、姫路市、鳥取県、岡山県、岡山市、広島県、下関市、高松市、松山市、北九州市、福岡市、武雄市、長崎市、壱岐市、別府市、由布市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

②国外 Web メディア向けファムトリップ

ア 欧米豪のモダンラグジュアリー層を中心とした訪日旅行関心層に影響力のある海外の旅行系 Web メディアを選定、招請し、ファムトリップを実施すること。

※選定する Web メディア及びその理由を提案すること。

※招請する Web メディアは、契約後に市と協議の上決定するものとする。

イ 招請する Web メディアは3社以上とする。

（海外在住の Web メディアのエディター及びライターなど）

ウ 行程・視察箇所については提案とするが、福岡市内2泊3日程度の行程とすること。

※行程については、市と協議の上決定するものとする。

③共通事項

ア 移動手段は公共交通機関や貸切車（貸切バス、ジャンボタクシー等）を想定しているが、合理的な理由がある場合は、それ以外の移動手段も可とする。

イ 宿泊・飲食についてもコンテンツとして本ファムトリップに含むこととし、高付加価値旅行者を踏まえ、行程とあわせて提案を行うこと。

ウ 必要に応じて、英語の通訳案内士等を1名、添乗員を1名手配すること。（兼務も可）

エ 被招請者を対象としたアンケートを作成し、集計を行うこと。

オ ファムトリップの行程表を制作し、被招請者に配布すること。

カ 視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築すること。

キ 本事業に係る必要な保険に加入すること。

(3) 現地 PR レップを活用したメディアセールス

欧米豪の現地 PR レップを通じて、本市のプロモーションを実施し、現地メディアとの関係構築、記事掲載交渉、情報発信などを行う体制を構築すること。

※想定する現地 PR レップの候補について、過去の実績や Web メディアとのネットワーク等を含めて提案すること

(4) Web メディアによる記事制作および関係構築

- ① (2)、(3) を踏まえた記事の執筆、掲載を各 Web メディアに求めること。

※想定する媒体や発信時期について提案すること。

- ②最低 10 本以上の記事掲載を目指し、随時フォローアップを行うこと。なお、(2) ①については 9 月中旬までに最低 2 本以上の記事掲載を行うこととし、(2) ②については最低 3 本以上の記事掲載を行うこと。

- ③モダンラグジュアリー層を中心とした訪日旅行関心層が旅行を具体的に検討しやすいように、記事内にウェブサイト等の情報を掲載させること。

- ④次年度以降の継続したメディア招請、記事掲載を想定しており、継続して情報発信を行えるよう、定期的な情報交換の機会を設けるなど、メディアとの継続的な関係を構築すること。

(5) グローバルサイト記事の制作

- ①記事制作

グローバルサイトに掲載する記事を制作すること。

- ②内容及び本数

3 記事を制作すること。

ア 欧米豪に訴求した「福岡」の今を伝える記事

イ テーマ別記事 (2 記事) : 自然・歴史文化・食・ナイトツーリズム・アートなど

※単なるイベント紹介などではなく、観光客が宿泊することを含めて、市内を回遊する楽しさを伝えること。

※記事の詳細は福岡市と協議の上、決定するものとする。

- ③制作言語

英語で制作すること。また、内容を確認するため、日本語への翻訳も行うこと。

- ④その他

記事制作に係る、写真素材の収集に係る費用、現地の取材・撮影許可等の調整業務は全て本業務に含むものとする。

(6) 追加提案

本業務全般について、本書に記載する事項以外に、具体的な誘客につながる取り組みなど、本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、具体的に提示すること。

(7) 報告書の作成

- ①上記 (2) ～ (6) の結果報告書を作成すること。

- ②報告書の内容については、本市が今後、Web 広告を実施する際に役立つ資料とすること。

なお、専門用語については分かりやすく解説を記載すること。

- ③報告書の作成後、本市に対して内容の説明を行うこと。

5 著作権等の取扱い

- (1) Web メディアが制作する記事を除き、本業務を通じて制作した成果物 (クリエイティブ・写真・記事等) については、「グローバルサイト」に限らず、本市の観光プロモーションを行う上で、使用できるものとする。

- (2) 成果物のうち、第三者が有する著作物等 (以下、「既存著作物」) の著作権等は、個々の

著作者に帰属する。

- (3) 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

6 受託者の責務

- (1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

- (2) 守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

【メール送信時の宛先設定について】

複数の受信者に対して一斉送信を行う場合は、必ず「BCC（ブラインドカーボンコピー）」欄を使用し、受信者間でメールアドレスが表示されないようにすること。

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

7 再委託について

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により福岡市の承諾を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

8 その他

- (1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、福岡市と協議のうえ決定する。